

## 1 使用できる者の範囲

伊那市内に居住、通勤、または通学するもので組織し、成人の指導者のもと、社会教育や地域に貢献する活動を行っている団体

## 2 使用申し込み

- (1) 「伊那北小学校多目的施設開放利用団体登録申請書」を伊那北小学校へ提出し、登録団体として承認を受ける。(有効期間4月1日～翌年3月31日)
- (2) 上記(1)で承認された団体が多目的施設を使用するときは、伊那北小学校教頭に希望日時を連絡し、使用が可能な日時であればキーボックスの開錠番号を受け取る。使用後は入口の使用簿に必要事項を記録し、鍵はキーボックスに返して蓋を閉める。

## 3 使用の禁止

次のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動のために使用するとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) 上記の他、管理上支障があるとき。

## 4 使用許可の取消し、使用の中止

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命じる。

- (1) 許可目的以外の目的に使用しているとき。
- (2) 使用の禁止事項、利用者の遵守事項に違反したとき。
- (3) 上記の他、管理上支障があるとき。

## 5 利用者の遵守事項

- (1) 原状を変更しないこと。
- (2) 学校備品の情報機器等は基本的には使用しないこと。必要な場合は事前に教頭に申し出ること。
- (3) 火気については、承認を受けたとき以外は使用しないこと。また、暖房機器を利用する場合は事前に申し込みの上ブルーヒーターを使用し、備え付けのFF式ヒーターは使用しないこと。また、使用した燃料を使用前の状態まで補給すること。
- (4) 敷地内では喫煙・飲酒しないこと。
- (5) 使用時間【6:00～21:00】を厳守すること。
- (6) 施設、設備、用具等の安全の点検、及び確認をすること。
- (7) 使用後は施設、設備、用具等を学校教育に支障のない良好な状態に整備し、清掃しておくこと。ゴミは使用者が持ち帰ること。
- (8) 使用後は、消灯・施錠してすみやかに帰ること。
- (9) 使用を認められた場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (10) 近隣の住民に迷惑をかけるおそれのある行為をしないこと。
- (11) ガラス等を破損したときは、責任をもって直ちに補修するとともに、伊那北小学校及び学校長に破損の状況及び補修に関し説明すること。
- (12) 施設、設備、用具等及び児童の物品の紛失又は損傷については、特別な事由がある場合を除き、その責を負うこと。
- (13) 使用中に火災その他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な処置をとるとともに、伊那北小学校、学校長、警察、消防署等の関係機関に連絡すること。
- (14) 鍵・使用簿等は所定の場所に返納すること。合鍵は作らないこと。